

裁 決 の 理 由

当委員会は、本件審査の申立てを適法なもの認め、これを受理した。本件審査の申立ての審理に当たっては、町委員会からは、本件審査の申立てに対する弁明書、申立人からは反論書の提出を受け、慎重に審理した。

ところで、当選の効力に関する審査の申立てを理由あらしめる当選無効の原因とは、①当選人を決定した選挙会の構成に違法があること、②選挙会の決定手続に違法があること、③選挙会の決定内容である投票の有効・無効の判定、各候補者の得票数の算定、当選人となりうる資格の有無の認定に違法があることであり、当選の効力に関する審査の申立てにおいては、当該選挙の有効なことを前提とするものであるから、その請求の原因として選挙の無効原因を主張することは許されないものと解されている。(平成 5 年 3 月 1 0 日 仙台高裁判決)

このような観点から、申立人の主張について順次検討する。

1 申立理由 1 (1) について

無効票の中に井芹正吾候補の有効票が少なくとも 9 票以上存在するとの主張であるが、弁明書によれば、本件選挙における無効票は、開披台で白紙投票、疑問票に分類された票のうち、審査・疑問票係で判断後、書記長が無効集計台で選挙長、立会人に説明し、選挙長が決定している。

また、再点検により再度確認が行われ、立会人も確認している。

よって、このように多数の者により数回確認された決定過程及び本件選挙が記号式投票であり、有効・無効の判定が比較的容易であることを考慮すると、これら無効票の中に有効票が存在することは考えられず、立会人の無効票の点検において一切異議がなかったことを考えると適正に開票作業が進められたことが認められる(この点については、特に申立人の具体的合理的な反論もない)。

ただ、開票作業の過程で集計ミスがあったが、原因不明のまま開票事務が終了されているならともかく、その原因もその場で明らかになり、完全に是正され開票事務が終結している。

また、このミスは、候補者の欄以外のところに○の記号を記載したことにより無効と判定された 10 票の無効集計表への単なる記入漏れであり、つまり集計上のミスで、混入票の可能性や無効票の判定に疑義を抱かせる性質のものではなく、申立人からも有効票の存在について具体的事実の指摘がない以上、主張を認めることはできない。

2 申立理由 1 (2) について

河崎敦夫候補の有効票の中に無効票が少なくとも 9 票以上、井芹正吾候補の有効票が 5 票以上存在するとの主張であるが、弁明書によれば、本件選挙における有効票は、開披台で候補者別に分類されて、集票分類係が票の向きを整えとともに、別の候補者の票が混入していないか確認後、第 1、2 計数係で 2 回、計数機で確認が行われた。その後、結束係で 50 票づつクリップで止められ、再度他の候補者の分が混入していないか再度確認された。その後、第 1、2 点検係で 2 回、再度入念に他の候補者の票が混入していないか確認が行われた後、立会人 3 名、書記長、選挙長が点検し決定されている。

また、疑問票のうち有効票となったものについては、前記無効票の決定過程と同様に多数の者の確認後、決定されている。